

防府市家庭系廃棄物等収集運搬業務委託基準要綱

平成21年1月29日制定

(目的)

第1条 防府市（以下「市」という。）が民間委託の推進について（平成13年11月28日防府市行政改革委員会答申）に基づき、市町村以外の者に家庭系廃棄物等の収集運搬を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年防府市条例第27号）及び防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年防府市規則第49号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(委託業務)

第2条 市が市町村以外の者に委託する家庭系廃棄物等の収集運搬業務（以下「委託業務」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 可燃ごみ収集運搬業務
- (2) 不燃ごみ収集運搬業務
- (3) 資源ごみ収集運搬業務

(委託基準)

第3条 委託業務の基準は、政令第4条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ市以外において廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集又は運搬を業として行っていない者であること。
- (2) 市税の未納がない者であること。
- (3) 市内で一般廃棄物の収集又は運搬を業として1年以上行っており、当該業務の実績が良好と認められる者であること。

(委託方法)

第4条 委託業務は、指名競争入札の方法で実施するものとし、市の物品登録名簿に登録がある者の内、前条に定める委託基準の要件に

当てはまるものから指名するものとする。

(最低制限価格の作成)

第5条 予算執行者は、委託業務を指名競争入札に付する場合、政令第4条第5号の規定に基づき最低制限価格を設け、予定価格調書に最低制限価格を併せて記載しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めのないものは、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成21年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月6日から施行する。